

明治末年における社会政策 としての特殊教育

伊 藤 幸 恵

明治以降、わが国の公教育制度の体系は、心身障害者をその教育の対象から除外して、くみたてられてきた。心身障害者にも等しく教育を受ける機会が与えられねばならないということ、心身障害者の教育が公教育制度の体系のなかで考えられなければならないという原則が、ともかくも認められるようになったのは、第二次大戦後の学制改革においてであった。

心身障害者に関する規定が設けられたわが国最初の教育法令は明治23年に改定された「小学校令」であった。それ以前の教育法令においては、わが国初の教育法令である明治5年に公布された「学制」に「廃人学校アルヘシ」とある以外には、心身障害者に関する教育の規定は全くみることができなかった。明治5年の「学制」の「廃人学校」の規定は存在する可能性のあるものとして、たまたま「廃人学校」の名があげられたということだけのものであり、「学制」には心身障害者の教育機関に関する規定があったといい得るようなものではなかったといえる。その後、明治12年に「学制」が改定されて「小学校令」が制定されるにあたり、その草案中には、盲・聾学校、不良児のための改善学校に関する条項があったが、それらの教育機関が公的に規定されるような条件は当時にはなく、制定された「教育令」では全面的に削除されてしまった。以後、翌13年の「教育令」の改定、19年の「小学校令」制定時においても、心身障害者の教育はかえりみられることがなかった。

明治23年に改定された「小学校令」には、盲・聾者の教育機関に関する次のような条項をみることができる。

第40条、「市町村ハ幼稚園、図書館、盲啞学校、其他小学校ニ類スル各種学

校ヲ設置スルコトヲ得」 第41条,「私立ノ小学校,幼稚園,図書館,盲啞学校,其ノ他小学校ニ類スル各種学校等ノ設立ハ其設立者ニ於テ府県知事ノ許可ヲ受ケ其廃止ハ之ヲ府県知事ニ上申スヘシ」

ここに,「盲啞学校」が一つの教育機関として認められたのであった。しかし,これをもって,わが国の公教育が心身障害者のうち,少くとも盲および聾者の教育に関しては考慮をするに至ったのだとすることはできないのである。

明治23年,「小学校令」が改定される頃,心身障害者の教育施設,機関は皆無であったといえる。心身障害者のなかでも盲者を対象とする教育は比較的に早くからはじめられるのであるが,その盲者の教育機関といえども,その頃は盲者に鍼按術などを伝受する私塾のようなものが各地に散在していたと思われるほかには,ごく少数の「盲啞学校」があるのみであった。

明治10年代,さらに20年代を通して,全国の「盲啞学校」は京都および東京の二校のみであつたといつてもよい状態であった。京都の「盲啞学校」は明8治年に京都市内の公立小学校内で特殊学級としてはじめられていたものが,独立した教育機関となるにいたり,明治12年に京都府立の「盲啞学校」として認められたものであつた。しかし,府立とはいうもののその財政上の基盤は主として民間有志者等の寄付金にゆだねられているものであった。従って,京都の「盲啞学校」はすぐれた教育活動を発展させるものではあったが,教育の成果があがり,その事業規模が拡大され,教育の内容が豊富になればなる程,むしろ財政的には困窮し,経営は困難におちいるのであった。明治10年代末の経済不況は京都「盲啞学校」の経営を破綻へ追いこんだ。明治22年,「盲啞学校」の管理権は京都市へと移管され,経営規模は著しく縮小されていたものであった。

東京の「盲啞学校」は明治13年,民間有志者の発意により開設されたものだが,事業維持困難のため,明治18年末,文部省の直轄学校となることにより廃校を免かれていたものであった。

このほかに,明治10年代から20年代にかけて大阪にも私立の「盲啞学校」があった。この学校は当初,大阪市が「模範盲啞学校」の名を冠して創設したも

のであった。(明治12年)しかし、これは数ヶ月にして廃止されることとなり、それをひきついだ民間有志者が細々と経営を続けていたものであった。そして、ついに明治23年の「小学校令」によって「盲啞学校」が正規の教育機関として認められた後間もない、明治25年に廃校になってしまうものであった。「盲啞学校が公立としてはもちろん、慈善事業としても設立されることはすこぶる困難な、ほとんど不可能であった」といえる時期であった。(1)

しかし、明治23年、教育のより強力な国家統制をめざして「小学校令」が改定されようとした当時、経営的には不安定ながらも国公立の「盲啞学校」が存在していたということが「盲啞学校」の名を、その法令中に明記させることになったものであろう。特に文部省では明治20年に文部省直轄学校管 制 を 改 め て、東京盲啞学校を文部省の直轄学校の一つとして正式に認めたばかりでもあった。

明治23年の「小学校令」の「盲啞学校」に関する規定は、決して盲・聾教育振興の課題を担ったものではなかった。23年の「小学校令」は心身障害者の教育に関していえば、現にある「盲啞学校」の存在を確認しただけのものであったといえることができる。

教育法令中に「盲啞学校」が規定された後においても、公立の「盲啞学校」は明治40年代に入るまで設立されるようなことはなかった。また、明治20年代においては「小学校令」の規定にもとずいて設立された私立の「盲啞学校」もほとんどなかった。明治28年にいたり、北海道と新潟に一校ずつ設立されたのみであった。

しかし、明治20年代においても、「小学校令」の「盲啞学校」の規定にかかわらず、すなわち、文部省の関知するところのものではない、いくつかの「盲啞学校」が設立されていた。文部省の編集した「盲・聾教育年史」(昭和33年)には、明治20年代に設置された「盲啞学校」として10校ばかりが列記されている。しかし、20年代の文部省年報には毎年、1, 2校の私立「盲啞学校」数があげられているにすぎない。これについて、文部省は「この間に設置され

た私立盲啞学校は、その規模、内容とも貧弱なものが多かったため、正規に報告された資料によることはむずかしい」と説明している。

確かに、明治20年代に設立された「盲啞学校」の多くはまだ、教育機関として十分に成長したものではなかった。その多くはあまりにも私的、個人的なものであり、公的、社会的な教育機関としての性格が弱かった。経営規模も小さく、不安定であり、盲・聾教育を発展させていく持続性をもちえなかった。また、学令児童を特に対象としたものばかりでもなく、学令児童を含めて一般盲・聾者の救済施設・職業技術指導所としての性格が強かったものと思われる。従って、これらの「盲啞学校」を当時の文部省が関知し得なかったということは、「盲啞学校」自体の弱体さのためでもあったが、また、文部省が盲・聾教育に関心をもたなかったことの反映でもあった。「明治26、7年度の文部省年報には、盲啞学校の校数すらあげて」（文部省「盲・聾教育80年史」）なかったのである。

義務教育制度が確立され、一般国民の就学義務が嚴重に強要されるなかで、心身障害者はその義務教育の対象から明確に除外されることとなった。盲・聾教育、その他の心身障害者の教育の問題が論議されることなしに、心身障害者の就学義務は免除されることなどが規定されていた。例えば、明治33年に再び改定された「小学校令」は「学令児童瘋癲白痴又ハ不具廃疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官庁ノ認可ヲ受ケ学令児童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得」（第33条）と規定していた。明治23年の「小学校令」にも同様の規定がみられた。

明治23年の「小学校令」改定当時、さらに33年当時においてもなお、「盲啞学校」はわずかしこ設置されておらず、盲・聾教育自体が未発達であり、その頃、盲・聾教育を広く盲・聾者に普及させようとすることは、現実的には至難なことではあった。

だが、心身障害者を教育の対象から除外することを基本的な立場とすることからは、盲・聾教育をも振興させようとするような教育の政策を示めされ得ないのも、また当然であった。

その後、明治30年代のなかば頃から私立の「盲啞学校」が全国的に設立されるようになり、盲・聾教育は飛躍的な前進をとげ、40年には盲・聾教育関係者の全国的な集会がもたれるようにもなった。その後においても、「盲啞学校」が「小学校令」に規定されているにもかかわらず、大正12年に「盲学校及聾啞学校令」が制定される頃まで「盲啞学校」は内務省の所管下にあったのである。

明治40年に義務教育の年限が4年から6年へと延長されるにいたった時にも、心身障害者に関する教育の問題は考慮されることなく、就学の猶予、免除に関する条項も変更されなかった。

心身障害者を義務教育の対象から除外するという公教育のあり方は、心身障害者教育のなかでも比較的早期に発展し、大正12年の「盲学校及聾啞学校令」を制定させうるほどの実績をもっていた盲・聾教育といえども例外とせずに、大戦後まで続けられるのである。

大正年代に入っても「盲啞学校」の所管省が内務省であったことにも示されているように、心身障害者の教育は公教育から除外されたものに対する救済事業でしかなかったのである。

教育の対象から除外されたものは、心身障害者ばかりではなかった。不就学をよぎなくされていた多くの貧困児童があり、また、義務教育を規定した教育法令は貧困児童の不就学を公然と認めていた。貧困児童は法にもとずいて就学を猶予、あるいは免除されるのであった。

日清戦争以降の産業革命の進行は、従前の窮民とは異質の新たな貧困者層をしだいに増大させていた。それらの人びとを救済しようとする慈善事業の施設が、個人の自発的な動機に基づいて、ぞくぞくと誕生していた。それらの施設のなかには、従来の難民保護施設より社会性、公共性をおびたものが多く出現するようになっていた。施設事業の近代化、科学化を意識的に追究した慈善救

済事業の担い手たちも多くあらわれた。片山潜の「キングスレー館」野口幽香子、斎藤峰子によって設立された「二葉幼稚園」、留岡幸助の「家庭学校」、石井亮一によってはじめられた精神薄弱児教育事業などが、その代表的なものであった。それらは報いられることを期待しない人道的な事業であった。

これらの児童保護事業のなかから、その児童の教育を考える人びとによって、保護を必要とする児童の教育、心身障害児の教育がはじめられたのであった。公教育は心身障害者を含む貧困児童の教育をかえりみななかったけれども、明治30年代は民間有志者の人道主義的な自発意志によって心身障害者教育の種が広くまかれた時代であった。それは正規の学校教育の枠外で発展してゆく特殊教育であった。

明治40年代、資本主義の確立にともなって生み出された、さまざまな社会問題は、もはや個人の善意の発想をもってしては処理しきれないものとなっていた。救貧より防貧対策の必要性が盛んに強調されてもきた。社会主義運動も激しさを加えていた。児童問題としては児童の不良化が大きな社会問題として登場してきていた。国家権力も治安対策の上から貧窮の底にあえぐ細民を全く放置しておくことはできなくなっていた。

ここにおいては国家の行なつた社会政策の一つは、民間の慈善救済事業に社会の治安対策的な役割を負わせることであった。政府の代替的な性格の強い、民間の慈恵団体組織を育成することであった。民間の慈恵救済事業は国家目的に従属することによって、民間の慈善救済事業が本来的にもっていた人道主義的な精神はいちじるしくゆがめられたものになってしまうのである。

人道主義的な発意によつてはじめられた民間の慈善事業は、その精神を十分に展開するまもなく、国家の社会政策のなかにくみこまれてしまうのである。そこにおいては、児童そのものの救済よりも、国家目的が優先され、民間の慈善救済事業は国の社会政策の代替機関でしかなくなってしまうのである。この傾向が明治の40年代にあらわれ、時代をへるとともにいこくなつてゆくのである。特に大正の末期から昭和の時代に入ると、これらの施設の人道主義的な精神は完全に圧殺されてしまい、窮民の監視所的な性格をもつにいたるのであ

る。

内務省では明治41年に、感化救済事業講習会を全国の慈善救済事業の関係者を集めて開催することとなった。内務省は感化救済とは「独り狭義の所謂不良少年の感化を意味するのみならず、更に進んで広く訓育化導の意を含むものになるが故に、其の未だ不良ならざるに当て、之を善導し良化するも、亦実に感化の一要項」とするものであるという。そして、感化救済の目的は「単なる仁恵の意味を以て、直接個人に対する、一時の方途のみを尽くし、此の如くにして其宜しきを得たりとすべき」ではなく「必ずや其の根本よりして、広く彼等を訓化し指導して、均しく人道を履ましめ、共に国法を守らしめ、又能く自活自営の良民と化せしむる」ものでなければならぬとしている。(2)

内務省の主催する感化救済事業講習会は明治41年以降、毎年開催され、大正4年以降は、「直接此感化救済事業の実務に当って居られる或は保母と申し教師と言ひ、事務員というような方々の出席に便宜」であるように地方で年3回にわたって開催されることとなった。内務省の全国慈善救済事業に対する行政指導は一層強化されることとなったのである。内務省の掌握する全国の救済事業数は明治44年に548、地方で講習会の開かれるようになった大正4年に579、翌5年には632、7年には753と年々増加している。その救済事業の9割以上が民間のものであつた。大正7年の救済事業753のうち、国立の事業は2で公立のものは52、私立の事業は691であつた。国立の救済事業は文部省の直轄学校であつた「東京盲啞学校」が、明治42年に「東京盲学校」と「東京聾啞学校」に分割されたものであり、公立の主たるものは、明治33年に制定された「感化法」にもとづく「感化院」である。その他民間の慈善救済事業のなかで過半数を占めていたのが児童保護に関するものであつた。内務省の行なう感化救済事業講習会の主な講習内容も児童に関するものであつた。貧困児童を善導訓育するための教育が内務省によってはじめられたのである。

内務省のあげる児童保護事業の種類には、昼間幼児保育事業、病弱児童保護事業、盲啞教育事業、不具児保護事業、低能児教育事業、白痴教育事業、貧児教育事業、子守教育事業、徒弟教育事業等々さまざまなものがあつた。大正5

年の救済事業 632 のうち、児童保護に関するものは 356 あり、育児事業（保育事業を含む）：164，感化事業：56，貧児教育所：71，盲啞教育所，65であった。

感化救済事業護習会などにおいて，くりかえし説明されるのは次のようなことであった。すなわち，救済事業とは「一面に於ては人道の見地から，他面に於ては国家社会の自衛上の見地から，貧者弱者を保護教育する」ものである。世の中が進歩，発展し，複雑になつてくると貧乏者の数もまた，増大してくるのはやむを得ないことである。しかし，それらの窮民とか孤児を「其のまま放棄して置けば，社会の公安を害し，秩序を紊すと言うようなことにもなりますから，詰り国家社会の生存の目的を達する為に，即ち……社会及国家の自衛の為に救済」することが必要であるとされた。ついで，歴代の皇室の仁慈と，わが国には古来から家族制度と隣保相扶の美風良習があったため，欧米諸国のように組織的な救済事業は必要とはされないできた。しかし，世の中が進んできて社会が複雑となり，生存競争が激しくなると窮乏の人はしだいに増加してきて，もはや親族，隣保間の助け合いではまにあわなくなっている。また，大都市においては家族制度と隣保相扶の良習は崩壊してしまっている。したがって，組織的な救済事業が必要となってきたのであり，今後ますます必要度を増すであろうことが説かれる。人道の上からというよりもとくに国家の自衛の上から感化救済事業の必要性，重要性が強調されるということは，「濫救」の弊害がくり返し指摘されることともなる。西欧諸国において救済事業のために国家が支出する費用が毎年増加し，莫大な額に達していることが，うれうべきことであるとして説明される。貧民の救済事業が国家の防衛上，一定程度やむをえずやらねばならないものである以上，そのために必要とされる国家の費用が多大なものとなるようでは，国家の防衛上という目的にもとるものになってしまうのである。内務省は救済事業は弊害をともないやすいものであるとして，西欧諸国などでは早くから救済事業が発達しているが，「憐なる孤児を救うがために孤児院が出来たのが，却て世の中の不良なる子女をして，子供を捨てても孤児院に託すれば宜いというので，私生児が一層増加したり，自分の生んだ子供を育てずに捨てる者」があらわれたりしていると説明している。救済施設が

整備されればされる程、自力で生活をしようとはしない惰民を増大させるだけであるというのが、内務省の救済事業に対する基本的な考え方であった。内務省の救済政策は「広く彼等を訓化し指導して、均しく人道を履ましめ、共に国法を守らしめ」ようとする感化政策であった。「救うて呉れるのは当たり前である。寧ろ権利である」と考えるような人間は決して作りだしてはならなかったのである。癯疾不具、老衰者など救済するのはやむを得ないことであるが、それらの人々にも救助を受けることを感謝するような救済の方法がとられなければならないという。ここには慈善の精神はもはや陰をひそめるものである。この内務省の方針を全国の慈善救済事業はうけてたたされるのである。(3)

「濫救」の弊害が心配され、救済は感謝の心とひきかえに与えられねばならないといわれるなかで、保護を必要とするいくたの児童たちが、放置されたままですておかれていた。児童保護施設に収容されるのは、孤立無縁のひとりでは生存能力の全くない児童に限られていた。乞食や屑ひろい、盗みなどをして「自活」できる児童は巷に浮浪していた。東京府の難民保護施設、東京養育院の幹事であつた安達憲忠は7, 8才以上の児童はおおむね救済されることなく浮浪児となつてゆくこと。それらの浮浪児たちの生きるみちは犯罪人となる以外にはないとして、東京府養育院の収容児童の粹をひろげて、それらの浮浪児をも救済する必要があることを訴えている。安達の調査によると浅草公園や本願寺などには浮浪児のいない日はなく、5, 6才から12才位までの児童は「人の軒に立ち哀を請い」10才以上14, 5才迄のものは「風体を紙屑拾い等によそほいて種々の小盗を」し、それ以上のものは、だんだんと拘摸や窃盗を行なうようになつてゆく。市中の「至る所に紙屑拾い入る可らずと書したる木札を打付たるは」14, 5才から15, 6才の児童が多く「紙屑籠を背負い、又は手に小籠を携へ裏小路又は邸宅などに入込みて、紙屑襤褸などを拾い取ると共に他人の隙を窺ひて履物衣類を手当り次第に取り去る」からであると、児童たちの生活を説明している。(4)

児童保護施設の対象となつた児童もまた、必ずしも、その生活が保障されていたわけではなかった。児童保護施設のなかには、たんに児童を収容したに過

ぎないというものも、決して少なくはなかったのである。施設収容児童に取得を目的とした苛酷な労働や、行商の仕事が負わされることもあった。施設収容児童の教育などは一層、保障されがたいものであった。内務省では施設児童を近隣の普通の小学校に通学させるようにとの意向を示してはいたが不就学のままで放置されていた児童も少なくなかったであろう。また、近隣の小学校への通学を拒否される場合もあったのである。児童保護があくまでも慈恵である以上、その児童の教育は付加的なものでしかなかったのであろう。施設児童の教育はあげて当該施設の責任にされていたのである。

わが国最初の児童保護に関する法令は治安対策上の必要から明治33年に制定された「感化法」であった。（感化事業も民間有志者によってはじめられたものであり、少年の犯罪を成人と同列にあつかうべきでないを考える人びとによって、その考え方を法的に保障させようとする運動が「感化法」を成立させたのであった。その限りにおいては「感化法」は人道主義的な児童保護の観点に立つものであった。）治安対策立法である「感化法」が唯一の児童保護に関する法令であった（児童保護に関する法令は、この「感化法」以外に、戦前においては昭和8年に制定された「児童虐待防止法」があるのみであつた。）ことにも示されているように、児童保護に関する国家の対策は治安対策の一環として行なわれた。貧困児童の教育も、心身障害児の教育も「未だ不良ならざるに当て、之を善導し良化する」ためのものであった。その児童保護事業には、貧困児童と心身障害児童とにかかわるさまざまな種類の教育が含まれていたのである。ここに、社会政策としての特殊教育が貧困児童、心身障害児童、すなわち、義務教育の対象から除外されたものに対して行なわれたのである。その目的はそれらの児童が治安を乱すものとなるのを防止することであった。

保護を必要とする児童はたんによるべのない孤児、棄児、浮浪児のみではなかった。貧困家庭の児童たちの厚い層があった。貧困家庭の児童であるがため

に、義務教育の対象から除外されているものがあまた存在していたのである。義務教育を規定したわが国の教育法令は貧困児童の不就学を公認していた。これら義務教育の対象から合法的に除外されたものに対する教育も普通の小学校教育の枠外の「特殊」な教育の一つであった。社会政策の一環として貧困家庭の児童たちの教育がとりあげられてきたのである。

貧児教育所、子守教育所などが独立した教育事業機関として、あるいは公立の普通小学校の「特殊学級」として設置されることがあった。

公的な救済事業は濫救に流れ易いとする立場が、公立の救済事業をほとんど設立させなかったが、わずかながらも存在していた公立の救済事業は「感化法」に基づく「感化院」と貧児教育所がその主たるものであった。

貧困児童のための教育機関を組織的、計画的に設立しようとしたのが東京市であつた。

明治31年10月、東京府から完全に自治体として独立した東京市は、その独自の教育事業の一つとして、貧困児童のための「特殊小学校」を設置することを思ひだした。

「特殊小学校」とは貧困児童のための、貧困児童のみを特別に対象とした、まさに、「特殊」な小学校であつた。

当時の東京市の教育状況は「本市は其戸数20有余万、人口150万を有し、常に全国に比肩するものなきのみならず、実に東洋の最大都市にして、又世界有数の都会たり。然るに教育の事に関しては、他の都市に及ばざること遠く……遺憾とする所」であつた。すなわち、次の表が示すように「東京市教育の状況を以て京都市、大阪市に比すれば、其の総ての点に於いて劣」っていたのであった。就学率は京都、大阪両市に比して著しく低く、「学校数は一見多きが如き

	就学率	学校数	学級数に対し本科 正教員の不足数	本科正教員 平均俸給額	市民の教育 費負担額
東 京 市	67.19	326	412	13円648	107.951円
京 都 市	82.65	66	41	15.787	185.442
大 阪 市	85.68	81	310	16.157	401.738

も、公立学校は僅に80校、総数の4分の1に過ぎず。其他概ね不完全なる私立学校」であり、さらに「教員の不足最も甚しく、又其待遇も薄く……帝都たるの実なし」であつた。(5)東京市は早急に帝都たるの体面にかけても、国民教育及のための強力な教育政策をたてねばならなかった。

東京市を帝都たらしめる教育政策を実行に移すに当つて当面した大きな問題の一つは、貧民窟の問題であつた。

従前からあつた東京市の貧民窟の人口は資本主義の進展にともなつて、農村において生活のみちをたたれ地方から流入してくるものをくわえて増大する一方であつた。東京養育院の安達憲忠も報告しているように浮浪児の数も増大していた。貧困家庭の児童は不就学のままで残されていた。貧民窟に在住する児童は学籍はおろか、戸籍もなかったのである。

この状態を明治35年に開設された特殊小学校の一つであつた万年小学校の校長および訓導となつた坂本竜之輔は身をもつて体験している。

坂本が校長となり、学籍簿を用意しようとしたとき、区役所の学令簿は全く役に立たなかつた。区役所の学令簿をみる限りでは、不就学児はいくらもなかつた。しかし、実際には不就学である学令期の児童がたくさん貧民窟には存在しているのである。区役所の帳簿によれば入谷町363番地の200世帯には1人の学令児もいないことになっている。これは入谷ばかりでなく、細民地区全体にわたつた実態であつたのである。

東京市は市内各所にある細民窟の問題をぬきにしては、市全体の文化的水準をひきあげることはできなかつた。東京市内の秩序を維持するためにも、市全体に国民教育を普及するためにも、細民地区に対して何らかの施策がとられなければならなかつた。感化救済事業が必要とされていたのである。

東京のスラム街の人口は放置しておくにはあまりにも多すぎた。そこに在住する児童の教育の問題は民間有志者の発起、善意をもつてしては解決しきれぬようなものではなかつた。

明治34年1, 2月号の「東京市教育時報」に「欧米に於ける貧民教育」という論文とも主張ともいえるものがのせられている。その論文は欧米における貧

富の差は甚大なものであること。貧民窟の住人の生活は極めて悲惨なものであることを説明して、この貧民窟の窮民を善導するためにある「社会的殖民」(ソーシャル・セツルメント)について紹介している。そして、東京市にある貧民窟は「其の惨状未だ欧米大都市の如く甚し」いものではないが「其住民の無智頑鈍なること」は欧米貧民窟の住民に劣るものではないといい、東京市が今後ますます発展するにともなう貧民窟の住人の生活とますます悲惨なものとなるのは必定であるという。従って、鮫橋、万年町のような貧民窟には「社会的殖民館」のようなものが必要とされる時期はさしせまっている。欧米の「殖民館」は富者の寄付金によつて経営されているのであるけれども、わが国の富者は「未だ人類相愛の義務」を知らないから富者からの寄付金を期待することはできない。民間人の慈善心にまかせておいてはいつの日のこととなるかわからないうえに事態は逼迫しているのであるから、東京市は一日も早く、貧民窟が最悪の状態に陥らないうちに、欧米にあるような「社会的殖民館」を設立する必要があると説くものである。

国民教育を早急に普及、徹底させなければならないということは、たんに東京市の帝都としての体面の上や、市自体の防衛のためばかりではなく国家的な課題でもあった。

明治35年3月号の「東京市教育時報」に明治34年の東京市の徴兵検査のさい行なわれた学力検査の結果が報告されているが、それによると「いろはの一丁字をも知らざる無学者」が全市平均で11.68%いた。「無学者」の比率のもつとも多い地区は浅草区の19.60%であり、ついで下谷区の19.68, 本所区の17.56%であった。また、尋常小学校卒業程度の学力のないものの比率は深川区の52.15%を最高にして、麻布区, 47.62, 浅草区, 47.50, 四谷区, 46.15, 本所区, 45.68%とつづいていた。市の平均は34.22%である。学力の低い地区はいずれも広大な細民地域をかかえているところであった。徴兵検査時の学力検査の結果を紹介した論者は、明治34年の東京市の就学率は77.86%であるから、残りの22.14%の不就学者は「他日に於て検査人員中無学者」となることはまちがいないであろうし、また「今日の就学者中にも猶も尋常科の教科を卒へず」に「稍

読書し得るもの」としてとどまるものがあるはずであろうから、市はすみやかに国民教育の普及、徹底をはかり「本市の児童にして百人に付、90人以上は就学者」たらしめなければならないことを要請している。(7)

就学率を向上させるという課題は東京市ばかりの問題ではなかった。例えば、岡山県においても、その頃、明治34年に県の教育政策の方針として、明治36年度までに就学率を90%以上に向けさせることとしている。そのためには学令簿を正確なものとし、就学の督励を厳重に行なうとともに、貧窮のため就学できないものを就学させる方途を考える必要があるとしている。

就学率が全国平均を下まわり、京都、大阪両市にくらべれば、さらにはるかに劣っていた東京市にとって、就学率を向上させるという課題は広島市以上に重大なものであったであろう。貧困児童の就学の問題はさらに一層困難な問題であった。

東京市は市自体の「防衛」のためと、国家的な課題に応えるために、特殊小学校設立の計画を立て実行に移した。明治34年3月号の「東京市教育時報」に「東京都に不就学児童……比較的多数なるは単に校舎不足欠乏の爲め、収容し得られざるより基因すとのみ言ふべからず、中には極貧のため若くは其他の事故の爲めに基因するものも多くあるべし、貧民教育の如きは従来兎角等閑に付せられ居るやの傾なきにあらず、貧民も亦同じく市住民たり。是をして、就学し得べき設備なきため、無教育に終らしむるは経世家の尤も憂慮すべき問題なりとす。東京市に於ては明治34年度より細民子弟教育場の設備をなし、以て此急務に応ぜんとしつつ、目下夫々計画中心にて、既に市長は2月28日の市参事会に之を計りたるに其賛同を得たりという」ことが報告された。東京市にあつては、普通の小学校も不足しており、学令児童を「校舎不足のため収容」できないという全体としての教育行政の貧困さもあったのだが、校舎の増築をもつてしてはなお解決できない貧困児童の数もあまりにも多かったのであった。

東京市内でも就学率の比較的良好ほうに属する牛込区が明治35年調査したところによると学令児童の就学者5,722人、不就学者967人であった。不就学児童の原因は貧困を理由とするものが282人あり、区外出稼、区内出稼、あわせ

て103人、中途退学者60名となっている。牛込区はこの調査をもとにして学令簿を完成させている。国民教育を普及させるにあたって、まず学令簿を整備する仕事があったのは牛込区のみにもみられることではなかったであろう。区役所の学令簿には記載されていない細民地区の児童をも加えて考えるならば東京市の就学率は一層劣悪なものとなることを市当局は知らないわけにはいかなかったであろう。牛込区は学令簿に記入されていなかった不就学者の事由を正し直に猶予または免除の法に依らしむるか、校名を指定して入学の督促を行なうこととしている。(8)

明治34年6月の市議会に「東京市特殊尋常小学校設立の件」が提案された。設立計画案は「細民児童教育の爲め、明治34年度に於て特殊の施設を爲したる尋常小学校凡そ5校を」「市内細民の居住多き地」に「建設費は一校凡そ壱万四千元」で建設し「就学児童には教科図書、学用品一切を貸与する」というものであった。特殊小学校建設地として、まず選ばれたのは下谷区、深川区、本所区、芝区、四谷区であった。この案は同年末の市議会で可決された。この時、同時に市議会は「僅に5校の設立に止まるを以て未だ十分なる施設と言ふを得ず。要するに是等の施設は本市各区に於て必要を感ずる所甚だ尠からざるにより、此計画をして3ヶ年間を期し全市に普及せしむるの方針」をとる必要があるとする「特殊尋常小学校増設の建議」をも了承した。特殊小学校建設の仕事は東京市の大きな教育事業の一つとなったのである。

特殊尋常小学校は明治36年2月に下谷区万年町に「万年小学校」が設立されたのをかわきりに、明治36年度中に4校の特殊小学校が建設され、明治45年4月までに10校の特殊小学校が建設されることとなった。東京市直営の特殊小学校は下谷区万年町の万年小学校をはじめとして、深川区霊岸町の霊岸小学校、本所区三笠町の三笠小学校、四谷区谷町の鮫橋小学校、浅草区浅草町の玉姫小学校、芝区新網町の芝浦小学校、小石川区林町の林町小学校、本所区菊川町の菊川小学校、深川区猿江町の猿江小学校である。

明治41年に内務省が感化救済事業講習会をひらいたあとに、各地の感化救済事業をまとめた「感化救済小鑑」に鮫橋小学校を「生徒の入浴理髪の世話まで

行届ける鮫橋尋常小学校」というみだしで紹介している。それによると「鮫橋尋常小学校は、東京市四谷区鮫河橋谷町にあり。もと鮫河橋は、都下の貧民窟にして、本校生徒の如きも、甚しきに至りては、1箇年を通じ嘗て入浴せざるもの之ありと言ふ。されば浴槽を学校に設けて、児童に入浴を為さしめ、且放課の後職員交代して、白色の被服を着け、児童の理髪を為せり。其他手工科を設けて独立自営の精神を養成しつつあり」と記されている。そのほか、同書は玉姫小学校、万年小学校についても記している。

東京市の貧民教育所建設事業は更に進められ、明治39年5月、「特殊夜学校学則」なるものを制定し、同年度において特殊学夜4校が設けられた。特殊夜学校は各特殊小学校にそれぞれ付設され、そのほかにも20校以上が設けられている。また、明治39年度から市は私立の特殊小学校を奨励するための補助金を交付するようになった。

特殊小学校、特殊夜学校の事業を支えた東京市の精神は「特殊夜学校の上より見たる下層社会の改善」と題した浅石恒太郎の論文のなかによく示されている。(9)浅石は特殊学校は下層社会の改善に対して如何なる関係を有して居るか、また、いかなる方法をとるべきかについて述べるとして、「特殊夜学校は其学則に明記してある通り、小学校に類する各種学校であつて、保護者貧窮の為就学等を猶予せられ、若くは免除せられたる者、及び被雇者にして、昼間修学すること能はざる者に、尋常小学校教科の一部、即ち正科として修身国語算術を科外として裁縫を授け、国民として一人前の者にしてやる学校である。従って其の任務は主として彼等の實際生活に適切なる実用的智識技能を速成的に授くることであるが之と共に彼等の生活の根柢たるべき堅実なる品性を教養することである。かくの如き無教育にて授らんとする者を収容せる学校であるから、普通の小学校と異って所謂救済の精神を有して」おり、これが下層社会の救済ともなると論じている。

万年小学校の校長となった坂本竜之輔の願いは特殊小学校がなるだけ早い期間になくすることであつたが(9)、この坂本の願いとは別に東京市は特殊小学校の事業を貧民救済のために市が行なっている善政であると誇っていた。東京市

にとって特殊小学校は一時的なものではなく、市の細民対策としてかくべからざるものであった。貧困児童をして、国法を守らしめ、国家の良民たらしめべく感化教導し得る場であったのである。貧困児童にも一般児童と同様な義務教育を受ける機会を与えようというのではなく、貧困児童には貧困児童に適した教育のあり方、方法があるとされていた。治安対策の一環としての貧困児童に対する教育的な働きかけであった。

大正6, 7年頃、東京市教育課に勤務した川本宇之介は特殊学校制度を廃し、一般区営の学校とすること、特殊夜学校も廃止し、貧困児童が昼間に就学できるように市は貧困児童の就学奨励策を講ずべきであると主張したが、市のとり入れるところではなかったという。川本は戦後の著作において「今でもこれらの児童（特殊小学校）殊に夜間に学んでいる、児童のきたない手や顔、青ぶくれしたような顔の子が眼前にほうふつ」とし、「少数は居ねむり、多数は、うつろな眼をして教師を見、子供らしい元気のあふれているものは殆んどいなかった記憶がよみがえってくる」と当時の特殊小学校の子どもたちのようすを記している⁽¹¹⁾。

特殊小学校、貧児小学校等は多年にわたつて貧困児童に対する慈恵として、公教育の欠落部分を補充する機能を果たしてゆくのである。

- (1) 文部省：「盲・聾教育八十年史」
- (2) 内務省：「感化救済事業小鑑」明治34年
- (3) 内務省：「感化救済事業講習会講論集」
- (4) 安達憲忠「窮児悪化の状態」明治31年
- (5) 「東京市教育時報」第2号、明治33年11月号、寺田勇吉「東京市の将来経営すべき教育事業」
- (6) 井野川潔他編「日本教育運動史」中「下谷万年小学校と坂本竜之輔」
- (7) 石川惟安「徴兵検査に於ける市民の体格及び学力」
- (8) 「東京市教育時報」第20号、明治35年5月号
- (9) 「都市教育」大正2年1月号、
- (10) 前掲「下谷万年小学校と坂本竜之輔」
- (11) 川本寺之介「総説特殊教育」昭和29年